企画競争説明書

業務名称: アフリカ地域デジタルサービスへのアクセス改善

を通じた女性起業家支援にかかる情報収集・確認調

査

調達管理番号: 21a00234

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

第3章 特記仕様書案

第4章 業務実施上の条件

注)本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」 とさせていただきます。

詳細については「第17.プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年6月9日 独立行政法人国際協力機構 調達·派遣業務部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年6月9日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3 競争に付する事項
- (1)業務名称:アフリカ地域デジタルサービスへのアクセス改善を通じた女性起業家支援にかかる情報収集・確認調査
- (2) 業務内容:「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
 - (〇) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)
 - ()「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)
- (4)契約履行期間(予定):2021年8月 ~ 2022年2月 新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現 地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これら につきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者: 角河 佳江 Kakugawa. Yoshie@jica. go. jp

注)持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

アフリカ部 アフリカ第三課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則 (調)第 8 号)第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行し ていない法人をいいます。
- 2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年 規程(総)第 25 号)第 2 条第 1 項の各号に掲げる者 具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構

成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確 定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除 する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定 する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認する ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2021年6月18日 12時
- (2)提出先:上記「4. 窓口 【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者) 注1)原則、電子メールによる送付としてください。
 - 注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
 - 注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として お断りしています。
- (3) 回答方法: 2021年6月24日までに当機構ウェブサイト上にて行います。 (URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

7 プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:2021年7月2日 12時
- (2)提出方法:

プロポーザル・見積書を、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年5月12日版)」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等は<u>パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格</u>納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出が

できなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先:

1) プロポーザル及び<u>プレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンデーション実施する場合のみ)</u>

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書:

宛先: e-koji@jica.go.jp

件名: (調達管理番号) (法人名) 見積書

〔例:20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文:特段の指定なし

添付ファイル:「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書の PDF にパスワードを設定してください。なお、パスワードは、 JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類:

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1)提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6)見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - b) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3)以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 旅費(航空賃及びその他): 14,760千円
 - b)一般業務費(車両関連費): 2,564千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) US\$ 1 = 108.842 円
 - b) EUR 1 =131.973 円
- 5) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、**別紙の「プロポーザル評価配点表」**に示す評価項目 及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に 当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガ イドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a)業務主任者/デジタル金融エコシステム
 - b)女性金融包摂
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.8 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式:

(当該者の見積価格-最低見積価格)/最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点	
3 %未満	2.25点	
3%以上 5%未満	2.00点	
5%以上 10%未満	1.75点	
10%以上 15%未満	1.50点	
15%以上 20%未満	1. 25点	
20%以上 30%未満	1.00点	
30%以上 40%未満	0.75点	
40%以上 50%未満	0.50点	
50%以上 100%未満	0.25点	
100%以上	O点	

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加 算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が 2.5%以内)である場合、見積書を 開封し、価格評価を加味。
- 6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決 定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を<u>2021年7月26日(月)</u>までに<u>プロポー</u> <u>ザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。</u>

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
 - * 4、5は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性が あります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたしま す。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)
プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
 - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会 運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号) に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号) 又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編) (平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定 個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、 業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させて いただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

- (2) プロポーザルの報酬
 - プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交 渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があ った場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情 報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1)調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務 実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン**」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験
 - 注)類似業務:デジタルサービスを活用したビジネス支援に係る各種業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

- 2) 業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4)要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業 務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/デジタル金融エコシステム
- > 女性金融包摂

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験 地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/デジタル金融エコシステム)】

a) 類似業務経験の分野:デジタル金融及び金融エコシステムに係る各種業務

- b)対象国又は同類似地域:中東・アフリカ地域及び全途上国
- c) 語学能力: 英語
- d)業務主任者等としての経験

【業務従事者:担当分野 女性金融包摂】

- a) 類似業務経験の分野:女性の金融包摂に係る業務
- b)対象国又は同類似地域:中東・アフリカ地域及び全途上国
- c) 語学能力: 英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。 ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業 務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1)共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に 同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事 者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当 該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力 について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙:プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

プロホーッル計画能点及	T	1
評価項目	配	点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(1	0)
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(4	0)
(1)業務実施の基本方針の的確性	18	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3)要員計画等の妥当性	4	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任	業務管理
	者のみ	グループ
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/デジタル金	(34)	(13)
<u>融エコシステム</u>	(04)	
ア)類似業務の経験	14	5
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	7	3
ウ)語学力	5	2
エ)業務主任者等としての経験	5	2
オ)その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇</u>	_	(13)
ア)類似業務の経験	_	5
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	_	3
ウ)語学力	_	2
エ)業務主任者等としての経験	_	2
オ)その他学位、資格等	_	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	_	_
イ)業務管理体制	_	8
(2) 業務従事者の経験・能力 : 女性 <u>金融包摂</u>	(16)	
ア)類似業務の経験	8	
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	4	
ウ)語学力	2	
エ)その他学位、資格等	2)

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている**「脚注」**については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という)と*受注者名*(以下「受注者」という)との業務実施契約により実施する「アフリカ地域デジタルサービスへのアクセス改善を通じた女性起業家支援にかかる情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

世界には今なお、様々な形でジェンダー・ギャップやジェンダーに基づく差別がある。経済、政治、教育、健康の4つの側面から見る Gender Gap Index では、教育と健康の指標におけるジェンダー・ギャップは以前に比べると大幅に改善された一方で、経済と政治の指標におけるジェンダー・ギャップは依然、全世界的に大きな課題となっている(世界経済フォーラム、2021年)。この傾向は、アフリカにおいても同様で、世界の他地域より未だ大きいギャップがあると言われている。女性の経済活動への参画は男女平等の観点から重要なだけでなく、経済の活性化をもたらすものであり、女性の経済活動に対する支援は社会の発展において不可欠である。近年はジェンダー投資にも注目が集まっており、ジェンダー平等に資する投融資を行うことにより社会問題解決への貢献と経済的リターンの両方を目指す取り組みも増えてきている。

経済分野において女性の参画を妨げる要因の一つとして、デジタルサービス利活用への制約が挙げられる。2017 年「G20 ハンブルグサミット」において、持続可能で包摂的な成長のため、ジェンダー等複数の側面におけるデジタル・ディバイド解消の必要性や労働市場、財産、質の高い雇用及び金融サービスへの男女の平等なアクセスの強化が表明され、途上国の女性起業家や中小企業の女性経営者支援のための「女性起業家資金イニシアティブ」が立ち上げられた。同サミット以降、デジタル・ジェンダー・ディバイドが注目される中、その差は先進国よりも開発途上国の方が大きく、先進国のインターネット利用者は男性の87.6%、女性の86.0%とほぼ同割合であるのに対し、途上国では男性52.8%、女性40.7%と10%以上の差がある(国際電気通信連合、2019 年)。

社会のデジタル化が進むことにより、デジタルサービスへのアクセスが不十分な女性が、起業や事業展開の機会を失いジェンダー・ギャップが拡大することが懸念されている。例えば、アフリカにおいてもフィンテック(金融サービスのデジタル化)が普及しつつあり、2020年から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症による都市封鎖や社会的距離確保の措置によって、その利用が加速している。しかしながら、女性起業家の資金調達額が男性起業家と比べて 20%以上の差があると指摘される(OECD、2018年)中で、前述のデジタル・ジェンダー・ディバイドが解消されないまま、デジタル化された金融サービスが広く普及することで、ジェンダー・ギャップが更に拡大し、女性の起業を阻害する結果となることも考えられる。

発注者は「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」を国際協力における 重要な開発目標と位置付け、経済的エンパワメントの観点から金融包摂等を含めた 女性起業家支援に取り組んでいる。しかしながら、新興国の中小企業主に占める女 性の割合は30%程度にとどまっており、アフリカ地域においても、女性起業家を金 融及び非金融サービスの両面から後押しする取組みが期待されている。本調査で は、アフリカ地域におけるデジタル・ジェンダー・ディバイドの観点から女性の起 業や事業展開に向けた課題を把握した上で、デジタルサービス(金融サービス及び その他の非金融サービス)へのアクセスを通じた、女性起業家支援に資する具体的 な協力を検討するものである。

第3条 調査の目的と範囲

(1)調査の目的

アフリカ地域におけるデジタル・ジェンダー・ディバイドの観点から、女性起業家によるデジタルサービス活用の現状や課題を把握した上で、各国の起業家支援エコシステムを踏まえ、デジタル金融サービスや金融以外のサービスの活用を通じた女性起業家の抱える課題解決のための具体的協力を検討する。

(2)調査の範囲

前項の「調査の目的」を達成するために、「第4条 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査業務を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書を作成する。

第4条 調査実施の留意事項

(1)調査対象国

本調査は第一次調査(国内調査)と第二次調査(現地調査)の2段階に分けて実施する。第一次調査は6か国(ウガンダ、エジプト、ザンビア、チュニジア、ボツワナ、南アフリカ)、第二次調査は第一次調査の対象国から最大3か国を選び実施する(ウガンダは第一次調査のみ)。

- 第一次調査(国内調査):文献レビューや、各国政府機関、民間企業(金融機関やインパクトファンド等)、他ドナー、その他団体や各種プラットフォーム等へのオンラインによる情報収集・インタビューを通じた情報収集と分析を、6か国を対象に実施する。
- 第二次調査(現地調査):第一次調査の結果を踏まえ、第一次調査対象国から最大3か国選定し、現地調査を実施する。第二次調査では、国内調査では得られなかった情報収集を追加的に行うとともに、発注者や他のパートナーとの連携を念頭においた協力の方向性や内容の検討を行う。

(2)調査方針

1) 女性起業家に係る課題の特定

本業務では、デジタル・ジェンダー・ディバイドの解消とともに女性の経済的 エンパワメントを促進する観点から、女性起業家を調査の対象とし、具体的な支援方策を検討することとしている。

ここでいう女性起業家には、現に起業し経営を行っている女性のみならず、起業を志す潜在的な起業家層も含めるものとし、特にデジタル・ジェンダー・ディバイドの観点から、ヒト・モノ・カネ・情報へのアクセスが妨げられていないか、起業や起業後の経営を阻害する要因を分析するとともに、デジタルサービスを通じた支援ニーズの検討を行う。

また、女性起業家は、都市部で事業を行うスタートアップ等の中小零細企業 (MSMEs) だけでなく、農村部における協同組合等の女性経営者等も含めることとし、調査対象国政府の政策等を踏まえ、対象国の実情に応じ、ターゲットとなる女性起業家層を決定することとする。

2) デジタルサービスの提供に係る課題の特定

本業務では、インターネットを経由した情報収集・発信に加えて、データ分析等、ビジネスモデルや製品・サービスの形成・変革に直結するサービス全般をデジタルサービスとして想定している。

一般的な中小零細企業の支援と同様に、起業家支援においても、金融へのアクセス向上が最も重要な課題の1つであると考えられ、本調査では、女性の金融包摂の観点も含めて、モバイル金融等、フィンテックを活用したデジタル金融支援の提供状況及び課題を特定する。加えて、非金融面から、デジタル技術を活用した経営全般や技術面等、起業時やその後の事業展開に必要な経営スキルや知識習得のためのサービス(いわゆるビジネス開発サービス:BDS)、提供状況及び課題を特定する。

3) 起業家支援エコシステムを踏まえた課題の体系化と解決策の検討

上記2)で特定された起業家支援に関する需要(女性起業家)サイド及び供給 (デジタルサービス提供者)サイドの課題に加え、資金提供主体、デジタルイン フラ、政府や実施機関の政策・規制等、起業家を取り巻くエコシステム全体の状 況を把握した上で、女性起業家が抱える課題を体系化し、想定される解決策を検 討する。

4)発注者による協力可能性の検討

発注者による協力可能性の検討にあたっては、民間企業の取組や他ドナーの支援等の動向を把握し、上記3)で検討される課題や解決策に対し、ジェンダー問題や「起業家支援エコシステム」を取りまく当該国政府機関等の関係者との協議を踏まえ、各対象国における協力を念頭に提言を行う。海外投融資も含めた有償資金協力や技術協力の可能性を検討するとともに、発注者による実施に限定せず、民間企業、他ドナー、その他団体や各種プラットフォーム等をパートナーとする連携も広く想定する。

(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた柔軟な調査の実施

本業務では、現地調査による情報収集を想定しているが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、必要に応じて現地渡航を遠隔調査に切り替える可能性があり、調査方法・手段は適宜協議の上、柔軟に実施する。

(4) 相手国関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際し、相手国関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則コンサルタントが行うことを前提とするが、調査対象国各事務所は主要省庁等、その他の関係諸機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメント取り付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行う。

(5) 他案件の有効活用

「アフリカ地域公共サービスのデジタル化にかかる情報収集・確認調査」や「アフリカ地域ジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査」等、 実施済または実施中の調査の進捗等は発注者から情報を提供することとし、これら を踏まえつつ、効率的な実施に努めることとする。

第5条 調査の内容

- (1) 国内調査: 2021年8月~9月
 - 1) 関連資料・情報の収集・分析

下記の内容について文献レビュー、オンラインによる情報収集、インタビュー等の情報収集・分析を行う。

ア) デジタルサービスへのアクセスに係るグローバルトレンド

世界各地域(特に他の開発途上地域)とアフリカにおける男性・女性それぞれのデジタル技術・サービスへのアクセスの比較(インターネット利用率、スマートフォン所持率、モバイル口座所有率等)

イ) 女性起業家に係る課題

女性起業家だけでなく男性起業家についても調査することでジェンダー・ディバイドの把握を行う。

- アフリカ及び対象国における女性起業家・男性起業家の事業特性:フォーマル/インフォーマル、セクター分布、事業規模、事業ライフサイクルのステージ(スタートアップ、成長期、成熟期、衰退期)等
- 対象国における女性起業家・男性起業家自身の特性:地域、年齢、民族、教育レベル、起業に係る知識(経営面、技術面)・意欲、資金調達手段、技術レベル、前職の経験、起業のステージ、金融・デジタルリテラシー、ID所有率、携帯電話所有率、インターネット利用率、金融(特にデジタル)サービス利用状況(ファンディングの手段とアクセスについてシード期、拡張期のステージに分けて)、金融以外のデジタルサービスの利用率等
- アフリカ及び対象国における男性起業家と比較した際の、ジェンダー・ギャップに起因する課題の特定(金融・非金融とも)

ウ) デジタルサービスの提供に係る課題

- 既存の起業家向け(特に女性起業家向け)デジタルサービスの種類、内容、 価格等(金融・非金融とも)
- デジタルサービス提供者にとって女性起業家を対象とすることのメリット とデメリット、特に想定されるリスクや課題

エ)起業家支援エコシステムにおける課題

男性起業家、女性起業家のそれぞれを居住エリア(都市部、農村部)に分けたエコシステムの分析を行う。

- アフリカ及び対象国におけるそれぞれの起業家支援にかかるエコシステム の現状(起業家支援の需要、供給(デジタルサービス提供者)、資金協力提 供主体、当該国政府機関の政策・規制、職業訓練の状況、補助金等)
- 市場アクセスにかかる状況と課題デジタルインフラの整備状況と課題
- デジタルサービス市場への資金提供メカニズムの状況と課題
- デジタルサービス提供にかかる法規制(金融・非金融とも)の状況と課題
- デジタルサービス市場における顧客・消費者保護状況と課題

オ)民間企業や他ドナー等の支援動向等の把握と分析

- 対象国において女性起業家向けデジタルサービスの提供等に取り組んでいる民間企業、各ドナー、ファンド、各種プラットフォーム等の特定
- ア)~ウ)で収集した起業家支援エコシステムにおけるマッピング(どのレベルで、どの要素を対象に支援しているのか)

• 女性起業家が直面する課題(支援ニーズ)と提供されているサービスのギャップ分析

2) 現地調査対象国及び調査ターゲット層の選定

- 1)を踏まえた課題の体系化と解決策の検討(特にエコシステムを踏まえた 支援体制)
- 1)を踏まえ、現地調査を行なう対象国及び調査ターゲット層の選定案を整理し、それをもって発注者と協議を行い、現地調査対象国、調査対象政府関係機関及び調査ターゲット層を選定する。

3) インテリムレポートの作成

• 1)及び2)の国内調査の結果及び第4条を踏まえつつインテリムレポート としてまとめる。現地調査対象国については、レポートに現地調査の基本方 針、方法、項目、工程、手順、実施スケジュール、実施体制、要員計画等を 含める。

(2) 現地調査: 2021年10月~11月

国内調査の結果を踏まえ、第一次調査対象国から最大3か国選定し、現地調査を 実施する。第二次調査では、国内調査では得られなかった情報収集を追加的に行う とともに、新規案件の形成に向けた情報の収集と分析を行う。調査期間は、各国あ たり最大14日間を想定。

1)政府機関、ドナー、NGO、民間企業、ファンド等の現地での活動

• 政府関連機関、ドナー及び国内調査にて洗い出した NGO、民間企業、ファンド等の現地における具体的な活動、課題及び(1)2)で検討した解決策を踏まえた発注者との連携の可能性についてヒアリングを行う。

2) 女性起業家へのヒアリング

• 現地で活動する女性起業家を居住エリア(都市部、農村部)、教育レベル、 職業経験、起業のステージ等に分け、にジェンダー格差の視点を踏まえ、主 に起業、起業後の事業実施に係るデジタル技術・情報へのアクセス、活用に 係る現状、課題、改善策についてヒアリングを行う。 比較対象として男性 起業家に対しても同様にヒアリングを行う。

(3) 国内作業: 2021年12月~2022年1月

1) 女性起業家支援策の検討

(1)及び(2)を踏まえ、下記の点を分析、検討する。

- 女性起業家のデジタルサービス活用促進に向けた発注者の強み(他案件とのシナジー)及び弱みの分析
- 本分野における発注者の弱み克服や、インパクト拡大に向けた、当該国政府 機関、民間企業、他ドナー、その他団体等、起業家支援エコシステムを取り 巻く関係者や各種プラットフォームとの連携可能性の検討
- 起業家支援エコシステムにおける政府関係機関、民間企業や他ドナーが実施 する支援策強化への協力の可能性の検討
- 先方政府機関等とともに実施するデジタルサービス利活用の促進を通じた 女性起業家支援の可能性、意義、具体的な分野と協力の方向性と内容の取り まとめ

2) ドラフト・ファイナルレポートの作成・提出

• 調査結果をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、発注者と十

分に協議を行う。

3) ファイナルレポートの作成・提出

ドラフト・ファイナルレポートに対する関係者からのコメントを踏まえ、 レポートを改訂し、ファイナルレポートとして提出する。

第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち(4)を 最終成果品とする。

(1) 業務計画書 (契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの)

提出期限: 2021年9月上旬

部数:和文1部(簡易製本、電子データ)

(2) インテリムレポート (簡易製本、電子データ)

記載事項:調査・検討の基本方針、方法、項目、作業計画、要員計画等

提出期限: 2021年10月上旬

部数: 和文版は全対象国を一冊にまとめたものを1部。英文版は対象各国1部ずつ。

(3) ドラフト・ファイナルレポート (電子データ)

記載事項:調査結果全体

提出期限:2022年1月中旬

部数:和文版、英文版それぞれ電子データで提出。

(4) ファイナルレポート(製本、電子データ)

記載事項:調査結果全体

提出期限: 2022年2月14日

部数: 和文版は全対象国を一冊にまとめたものを1部。

英文版(必要に応じて仏文版)は同様の内容で26部。

CD-R は和文版・英文版 (仏文版) 全てのデータを 1 枚にまとめたものを

8枚。

別紙:報告書目次案

注)本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は現地調査の結果 及び発注者との協議に基づき最終確定するものとする。

- 第1章 情報収集・確認調査の概要
 - 1-1 本調査の背景
 - 1-2 調査の目的
 - 1-3 調査団の構成
 - 1-4 調査スケジュール
 - 1-5 調査結果の概略
- 第2章 デジタルサービスへのアクセスに係るグローバルトレンドとアフリカの状況
- 第3章 アフリカにおける女性起業家によるデジタルサービス活用の現状や課題
 - 3-1 女性起業家に係る課題
 - 3-2 起業家向けデジタルサービスの概要・特性・提供に係る課題
 - 3-3 起業家支援エコシステムにおける課題
 - 3-4 民間企業・他ドナーの動向
- 第4章~第9章 各国編
 - 4-1 女性起業家に係る課題
 - 4-2 起業家向けデジタルサービスの概要・特性・提供に係る課題
 - 4-3 起業家支援エコシステムにおける課題
 - 4-4 民間企業・他ドナー等の動向
 - 4-5 女性起業家がデジタルサービスを活用し事業を実施する上での課題
- 第10章 今後の協力可能性
 - 10-1 本分野への協力における JICA の強み及び課題とその克服
 - 10-2 本分野における JICA のインパクト拡大に向けた他機関・組織との連携 可能性
 - 10-3 JICA の今後の協力の方向性

第4章 業務実施上の条件

(1)業務工程

2021年8月~2022年2月

- (2)業務量目途と業務従事者構成案
 - 1)業務量の目途

約 17.6 人月(M/M)(現地:5.6M/M、国内12M/M

2)業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、 業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案 してください。

- ① 業務主任者/デジタル金融エコシステム(2号)
- ② 女性金融包摂(3号)
- ③ 起業家・中小零細企業家支援
- 4 デジタル技術/デジタルビジネス
- (3)配布資料/閲覧資料等

公開資料

- · JICA 事業関連資料
- ▶ 国別ジェンダー情報整備調査報告書 https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/reports/index.html
- ▶ アフリカ地域ジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査

https://openjicareport.jica.go.jp/214/214/214 400 12326070.html

▶ 貧困・格差解消及びジェンダー平等促進に向けた インクルーシブビジネス活用・支援 に関する事例研究 ファイナルレポート

https://openjicareport.jica.go.jp/213/213/213_000_1000033785.html

- その他資料
- CGAP: Women's Financial Inclusion https://www.cgap.org/topics/collections/womens-financial-inclusion
- Women's World Banking https://www.womensworldbanking.org/
- ➢ GSMA

https://www.gsma.com/

➤ BRIDGING THE DIGITAL GENDER DIVIDE INCLUDE, UPSKILL, INNOVATE https://www.oecd.org/going-digital/bridging-the-digital-gender-divide.pdf